

二戸市地域防災計画（案）の修正概要について

1 修正の背景

二戸市地域防災計画（以下、「市計画」という。）は、平成28年11月に修正したところであるが、上位計画である国の防災基本計画や岩手県地域防災計画（以下、「県計画」という。）の修正が随時行われている。

今回の修正は、上位計画修正部分（平成28年度修正）の反映のほか、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）の改正内容を盛り込み、災害に対する二戸市の防災体制及び対策をより効果的にするため行うものである。

2 修正のポイント

市計画の修正のポイントは、以下の4項目である。

(1) 防災基本計画の修正（平成28年5月）に伴う見直し

関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえた対策の強化

- 必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けることとした。
- 災害場所への誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めることとした。
※避難場所と避難所の当該施設には、案内版を設置予定
- 避難勧告等の内容を、あらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図ることとした。
- 社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとした。
- 避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めることとした。

(2) 平成28年台風第10号を踏まえた見直し

新たな風水害に対応した防災体制の整備に伴う見直し

【県・市における防災体制の強化】

- 避難勧告等の用語の意味について広報による周知徹底を図ることとした。
- 台風等、災害の発生が予測される場合には、災害の発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行することとした。
- 本部長を補佐し、災害応急対策を円滑に行うための組織を設置することとした。
- 台風接近時には、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、今後の見通し、とるべき避難行動について、逐次、住民、要配慮者利用施設へ伝達することとした。
- 避難所の設置を自主防災組織や自治会等に委託するなど、迅速な設置に努めることとした。

【社会福祉施設等における防災体制の強化】

- 要配慮者を対象とした訓練を、自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施することとした。
- 要配慮者利用施設の管理者に対し、避難勧告等を確実に伝えるための情報伝達手段を整備することとした。

【住民・自主防災組織等に対する防災意識の高揚】

- 住民や自主防災組織は、地域の危険箇所や避難場所等を把握するよう努めることとした。
避難準備情報等の名称変更

「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」
「避難勧告」 → 「避難勧告」
「避難指示」 → 「避難指示（緊急）」

(3) 平成28年熊本地震の教訓を踏まえた見直し

- 福祉避難所を開設するなど、要配慮者に配慮した環境の確保に努めることとした。
- 車中泊など避難所以外の場所にいる避難者を早期に把握し、必要な支援等を受け取ることのできる体制の整備を図ることとした。
- 車中泊などの被災者に対する健康教育を行うこととした。

(4) 市独自の修正事項

- 防災会議委員へ「二戸市防災士連絡協議会」を追加した。
- 市組織改正等による所要の整理を行う。

3 主な修正概要

【本編】

第1章 総則

第4節 二戸市防災会議（P4～6）

- ・二戸市防災士連絡協議会を追加した。

第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱（P7～11）

- ・防災関係機関の、信頼感の醸成と関係の持続について追加した。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画（P51～52）

- ・住民は、地域の危険箇所を確認することを追加した。

第2節 地域防災活動活性化計画（P53～54）

- ・自主防災組織は、地域の危険箇所や避難場所等を把握、発生時における地域内での連絡体制の構築をすることを追加した。

第3節 防災訓練計画（P55～56）

- ・要配慮者を対象とした訓練を、地域の自治会、自主防災組織、消防団等と連携して行うことを追加した。

第4節 気象業務整備計画（P57～59）

- ・火山観測施設等の明記した。

第5節 避難対策計画（P61～67）

- ・避難準備情報等の名称変更をした。
- ・必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設ける。
- ・災害場所への誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- ・避難勧告等の用語の意味について広報による周知徹底を図る。

第6節 要配慮者の安全確保計画（P68～69）

- ・避難準備情報等の名称変更をした。
- ・要配慮者利用施設の管理者に対し、避難勧告等を確実に伝えるための情報伝達手段を整備する。

第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画（P70）

- ・要配慮者等に配慮した食料備蓄についての修正をする。

第14節 風水害予防計画（P87～89）

- ・水位周知河川の氾濫想定を、想定し得る最大規模の降雨によることとした。

第15節 土砂災害予防計画（P90～92）

- ・避難準備情報等の名称変更をした。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画（P151～169）

- ・避難準備情報等の名称変更をした。
- ・台風等、災害の発生が予測される場合には、災害の発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。
- ・本部長を補佐し、災害応急対策を円滑に行うための組織を設置する。
- ・市組織改正等による所要の整理を行う。

第2節 気象予報・警報等の伝達計画（P170～185）

- ・県管理の水位周知河川において「避難判断水位」及び「氾濫危険水位」を設定し、運用を

平成 28 年 3 月から開始したことにもなう修正

第 3 節 通信情報計画 (P186～188)

- ・東北総合通信局による通信支援の明記に伴う修正

第 4 節 情報の収集・伝達計画 (P189～199)

- ・避難準備情報等の名称変更をした。

第 5 節 広報広聴計画 (P200～204)

- ・避難準備情報等の名称変更をした。

第 7 節 消防活動計画 (P213～218)

- ・避難準備情報等の名称変更をした。
- ・緊急消防援助隊の運用に関する要綱の変更に伴う修正

第 11 節 防災ボランティア活動計画 (P233～P235)

- ・社会福祉協議会、被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

第 14 節 避難・救出計画 (P241～253)

- ・避難準備情報等の名称変更をした。
- ・避難勧告等の内容を、あらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。
- ・避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。
- ・台風接近時には、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、今後の見通し、とるべき避難行動について、逐次、住民、要配慮者利用施設へ伝達する。
- ・避難所の設置を自主防災組織や自治会等に委託するなど、迅速な設置に努める。
- ・福祉避難所を開設するなど、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。
- ・車中泊など避難所以外の場所にいる避難者を早期に把握し、必要な支援等を受け取ることのできる体制の整備を図る。

第 15 節 医療・保健計画 (P254～262)

- ・岩手 DPAT の体制整備に伴う修正
- ・車中泊などの被災者に対する健康教育を行う。

第 29 節 林野火災応急対策計画 (P318～323)

- ・避難準備情報等の名称変更をした。

※その他、各節において所要の整理を行っている。

【震災編】

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画（P408～409）

- ・避難準備情報等の名称変更をした。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画（P435～444）

- ・避難準備情報等の名称変更をした。
- ・本部長を補佐し、災害応急対策を円滑に行うための組織を設置する。
- ・市組織改正等による所要の整理を行う。

第5節 広報広聴計画（P453～455）

- ・避難準備情報等の名称変更をした。

第13節 避難・救出計画（P464～465）

- ・避難準備情報等の名称変更をした。

第14節 医療・保健計画（P466～467）

- ・岩手 DPAT の体制整備に伴う修正

※その他、各節において本編修正に伴う修正及び所要の整理を行っている。

【資料編】

- ・各種データ、基準等の更新
- ・自主防災組織のデータ更新
- ・岩手県土砂災害警戒区域等の指定による警戒区域と特別警戒区域データの更新（急傾斜地と土石流）
- ・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定
- ・防災行政無線の変更（農協の遠隔制御局廃止）
- ・緊急消防援助隊岩手県大隊の更新等
- ・協定締結内容の追加
- ・避難準備情報等の名称変更
- ・指定緊急避難場所の災害種別変更（白鳥体育研修センター【土石流危険区域】、福田公民館【土砂災害警戒区域（土石流）】）

- ・ 指定避難所の取消（白鳥体育研修センター【土石流危険区域】、福田公民館【土砂災害警戒区域（土石流）、金田一温泉公民館の土砂災害特別警戒区域指定に伴う）
- ・ 福祉避難所の条件変更（総合福祉センターにかかる、「2階」の削除）